

# 速報！さくらユウワ通信

## 新年のご挨拶

明けましておめでとうございます。

旧年中は各方面の皆様方に大変お世話になりました。本年もさくら優和パートナーズグループをどうぞ宜しくお願い申し上げます。

今年は【癸（みずのと）卯（う）】の年です。卯年は十二支の中では最初【子（ね）】から数えて4番目、癸は、十干の最後の要素で、一つの物事が収まり次の物事への移行をしていく段階とのこと。

卯は、繁殖する、増えるという段階にあたるようで、この両者を備えた「癸卯」は、昨年までで様々なことの区切りが付き、次へと向かっていく、そこに成長や増殖といった明るい世界が広がっていくと解釈ができると、ものの本にあります。例えば、株式市場では株価が跳ね上がるなど縁起の良い年と昔から言われているようです。

ここ数年、コロナ禍で沈滞ムードが漂っていた世の中だったので、縁起の良い干支にちなんで今年は飛躍へ向けた大転換の年にしたいものです。

## 令和5年はインボイス元年

消費税の課税システムが大転換を迎えます。インボイス（適格請求書等）を基に、消費税の納税額を計算するというシステムに変わります。導入開始は令和5年10月1日からで、この日から適用開始を望む場合には原則として、令和5年3月31日までに適格請求書発行事業者の登録申請書を税務署に提出しなければなりません。



インボイス制度の導入により、これまで免税事業者だった方々も課税事業者に転換せざるを得なくなったり、取引先から消費税分の値引きを要求されたりといったことも想定されます。

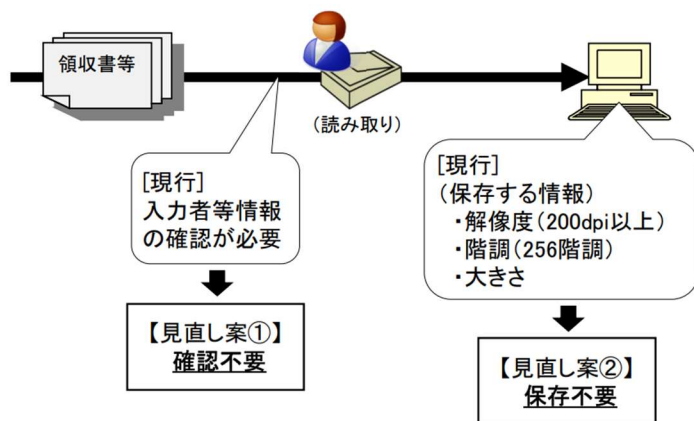
現在、免税事業者であるという方々はどのような対応を採るのが最善なのか、一度専門家に相談されることをお勧めします。

## 令和6年からの電子帳簿保存法は腰砕け

令和4年から2年間の宥恕期間を経て、令和6年からスタートするはずの電子取引データの電子保存の義務化。

結局のところ、当初課されていた検索要件が紙出力保存することにより緩和されることになりました。令和3年末にあわてて電子保存システムを導入した納税者の方々にとっては肩透かしにあったような形となりますが、長い目でみれば事務処理業務のDX化に向けて確実に前進したことにはなると前向きに捉えていただき、来る電子インボイス導入に向けた準備をさらに進めて参りましょう。

できれば、電子取引データのみならず、紙で受領した領収書や請求書等も電子保存をするスキャナ保存制度への移行も検討していただきたいと思いません。



【熊本本部代表 岡野 訓】